

第Ⅴ章 1. 掛金の概要

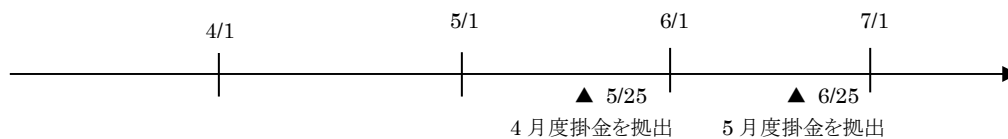
確定拠出年金では、事業主は各加入者の個人別管理資産に対して原則として毎月掛金を拠出します。

マッチング拠出を導入している場合は、事業主が拠出する掛金に上乘せし、加入者自らが任意で掛金を追加拠出することができます。

毎月末時点で、拠出対象の加入者かどうかを判断し、拠出対象者であった場合にはその翌月に拠出を行います。

例：4月度の掛金は、翌月（5月）の拠出日に拠出します。

5月度の掛金は、翌月（6月）の拠出日に拠出します。



以下では事業主が毎月拠出する、事業主掛金、マッチング拠出での加入者掛金について説明します。

毎月拠出を行わない事業主様については、別途、運営管理第一チームまで問い合わせください。

（1）掛金の対象期間

掛金の算定の基礎となるのは、確定拠出年金の加入者期間です。

掛金は、確定拠出年金の加入者である期間（以下、加入者期間）に応じて月単位で拠出されます。日割等でないことに注意してください。

加入者期間は、「加入者資格を取得した日の属する月」から「加入者資格を喪失した日の属する月の前月まで」となります。

注意

・「加入者資格取得日」について

加入者資格取得日は、企業ごとに規約で定められていますので、規約を確認してください。

例：実施事業所に使用されるに至った日（＝入社日）

実施事業所に使用されるに至った日の翌月1日（＝入社日の翌月1日） 等

・「加入者資格喪失日」について

下記の①から⑥のケースは、「至った日の翌日」に加入者の資格を喪失しますが、⑦のケースは「至った日」に加入者の資格を喪失します。（※）

- ① 退職したとき（死亡及び資格喪失年齢到達による退職を除く）
- ② 使用される事業所が確定拠出年金の実施事業所でなくなったとき
- ③ 被用者年金被保険者でなくなったとき
- ④ 同時に2つの企業型年金加入者となり、他の企業型年金を選択したとき
- ⑤ 規約に定められる加入者資格を喪失したとき（退職を伴わない役員就任等はこれに該当）
- ⑥ 死亡したとき
- ⑦ 資格喪失年齢に達したとき

（※）民法上は、誕生日の前日に満年齢に到達しますので、⑦のケースでは資格喪失年齢の誕生日の前日に加入者資格を喪失します。

加入者の資格取得日・喪失日と掛金対象月の関係には、注意が必要です。

例 毎月25日拠出の場合を取りまとめた下表を参照してください。

【加入者資格取得日と拠出対象月の関係】

加入者資格取得日	3月	4月	5月
3月1日～3月31日	加入者資格取得▲ 拠出要	拠出要 4/25初拠出 ▲	拠出要

【中途退職等で資格喪失した場合の資格喪失日と拠出対象月の関係】

	3月	4月	5月
月末退職	拠出要	4/30中途退職 ▲ 拠出要	▲ 5/1 資格喪失 5/25最終拠出 ▲
月末以外の退職	拠出要	4/29中途退職 ▲ 4/30資格喪失 ▲ 4/25最終拠出 ▲	

【資格喪失年齢到達による資格喪失日と拠出対象月の関係】

	3月	4月	5月
誕生日が1日以外	拠出要	拠出要	▲ 5/1 資格喪失 ▲ 5/2 誕生日 5/25最終拠出 ▲
誕生日が1日	拠出要	4/30資格喪失 ▲ 4/25最終拠出 ▲	▲ 5/1 誕生日

📖 参考

<加入者期間について>

加入者期間が「資格を喪失した日の属する月の前月まで」となっているのは、転職などにより資格を喪失した月と同月に新たに別の企業型確定拠出年金の資格を取得した場合を考慮した措置です。

(2) 拠出までの流れ

確定拠出年金の拠出は、事業主が行います。

事業主（もしくはNRK）は、加入者ごとの掛金を計算し、それぞれの掛金額をNRKに登録のうえ、その合計額を拠出日の前日までに引落し口座に入金します。

マッチング拠出を導入している企業では、それに加えて、加入者掛金の対象となる加入者の加入者掛金も計算し、それぞれの加入者掛金額をNRKに登録のうえ、事業主掛金と加入者掛金の合計額を拠出日の前日までに引落し口座に入金します。

弊社は、拠出日当日に引落し口座から掛金合計額を引落します。

(3) 掛金の計算と登録

加入者ごとの掛金を計算する方法は次の2通りのパターンがあります。

① 事業主が掛金を計算するパターン

事業主が各加入者の掛金を計算します。

事業主が、拠出の対象となる加入者（従業員番号・氏名カナ）及び加入者個々の掛金を毎月NRKに通知・登録します。

マッチング拠出を導入している企業では、それに加えて、加入者掛金の対象となる加入者の加入者掛金額を毎月NRKに通知・登録します。

なお、弊社及びNRKでは、拠出限度額超過やエラーとなるようなケースを除いて掛金そのものに対するチェックは行いません。

登録方法については、主に帳票とデータファイルがあります。（他にデータ伝送等の方法もあります。）

登録方法は、各社の事情に即したものを選択可能ですが、いったん方法を定めた以降は、容易に変更ができませんので、どの方法を選択するかは弊社担当者と十分相談のうえ、決定してください。なお、選択内容のNRKへの登録についてはプラン発足時に弊社が行います。

② NRKが掛金を計算するパターン

NRKが各加入者の掛金を計算します。

「加入通知書兼運用指図書（ID 20018）」や「給与ポイントデータ」等により登録・変更された加入者データに基づき、NRKが毎月の掛金を加入者ごとに計算し、その計算結果を「掛金のお知らせ」により事業主に通知します。

マッチング拠出を導入している企業では、それに加えて、「加入者掛金基礎情報データ」等により登録・変更された加入者掛金額に基づき、NRKが毎月の事業主掛金と加入者掛金を加入者ごとに計算し、その計算結果を「掛金のお知らせ」により事業主に通知します。

(4) 拠出限度額超過者のチェック

イ. 拠出限度額が月単位で定められている場合

拠出限度額超過者が発生した場合、NRKは、該当者の掛金をいったん強制的に拠出限度額に修正したうえで、その結果を「拠出限度額超過者のお知らせ (ID LPBC0001)」で、事業主に通知します。

マッチング拠出を導入している企業で、拠出限度額超過者が発生した場合は、以下の通りに事業主掛金、加入者掛金を修正したうえで、その結果を「拠出限度額超過者のお知らせ<加入者掛金導入企業用> (ID LPBC0022)」で、事業主に通知します。

① 拠出限度額超過

事業主掛金額と加入者掛金額の合算値が拠出限度額を超過する者については、合算値が拠出限度額になるまで、加入者掛金額、事業主掛金額の順に減額します。

② 事業主掛金超過

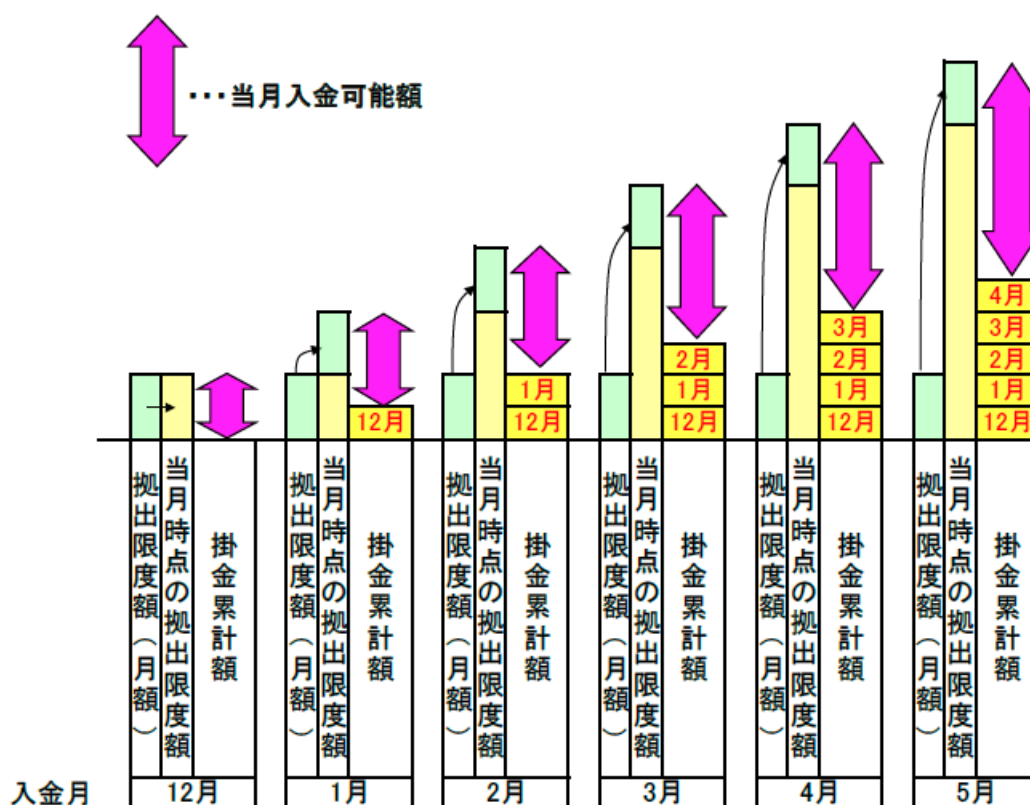
加入者掛金額が事業主掛金額を超過する場合は、加入者掛金額を事業主掛金額まで減額します。

「拠出限度額超過者のお知らせ (ID LPBC0001)」「拠出限度額超過者のお知らせ<加入者掛金導入企業用> (ID LPBC0022)」を受領した際には、該当者の拠出限度種別、もしくは掛金に誤りはないか確認のうえ、弊社まで連絡してください。

ロ. 拠出限度額が年単位で定められている場合

12月分掛金(1月拠出)から翌11月分掛金(12月拠出)までの毎月の拠出限度額を加算して該当月の拠出限度額(入金可能額)を算出します。

限度額の累計と掛金額累計の差額が入金可能額となります。



(5) 掛金の取りまとめ引落し単位

掛金の取りまとめ及び口座引落し単位は、①「プラン単位」、もしくは②「企業単位(事業主単位)」のいずれかになります。この単位は制度導入時に決定してください。

掛金の取りまとめ及び口座引落し単位が、①「プラン単位」の場合、弊社及びNRKは、代表企業(事業主)にプランの各事業主の掛金額とプラン全体の掛金総額の情報を通知し、プラン全体の掛金を代表企業の口座から引落します。

掛金の取りまとめ及び口座引落し単位が、②「企業単位(事業主単位)」の場合、弊社は、各々の事業主の掛金を各々の口座から引落します。

注意

各月の拠出は、その翌月を越えて行うことが法により禁じられており、いわゆる“追加拠出”ができません。

つまり4月度の掛金は、5月末日までに拠出する必要があり、6月以降には拠出することができませんので、毎月の拠出を確実に行っていく必要があります。

ただし、規約に定めることにより、掛金の算出ミス等により掛金額を間違えた場合に、その差分を同一年内に限り上乘せして拠出することができます。